

議 長 日程第4「発議第5号議会改革推進委員会の設置に関する決議の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 井 上 それでは、発議をですね、朗読させていただきます。

発議第5号、令和3年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。

提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、唐澤一代、古谷星工人、内田晃、平野由里子、田代実、南雲まさ子、中野博、齋藤永、寺嶋正、大館秀孝。

議会改革推進委員会設置に関する決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、別紙です。議会改革推進委員会設置に関する決議。

次のとおり議会改革推進委員会を設置するものとする。

記、1、名称。議会改革推進委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び松田町議会委員会条例第5条。

3、目的。議会基本条例に基づく開かれた議会及びICT化議会の推進を検討するため。

4、委員の定数。6名。

5、調査期限。本特別委員会は、3に掲げる目的を達成するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

6、調査経費。本調査に要する経費は、議会費予算内とし、議長の了承を得て支出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第5号議会改革推進委員会の設置に関する決議の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副会長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら、議長まで報告願います。

議 長 暫時休憩します。 (14時33分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時45分)

休憩中に議会改革推進委員会を設置することに決定しました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会改革推進委員会を設置することとなりました。

次に、委員が決定しました。委員は議員6名で構成されます。名前を読み上げます。寺嶋正君、南雲まさ子君、井上栄一君、平野由里子君、内田晃君、唐澤一代君。委員長には井上栄一君、副委員長には平野由里子君が決定しました。審査をよろしく願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願いします。